

熊本県いじめ調査委員会の 設置について

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」への対応として、いじめによる重大事態が発生した場合の、知事部局の調査組織を設置します。

12月議会に、関係条例案と予算案を提案します。

【いじめ防止対策推進法の概要】（平成25年6月28日公布、9月28日施行）

（1）いじめ防止対策推進法の概要

いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

（2）地方公共団体の役割

（1）いじめの防止等に関する措置

- ① いじめ防止基本方針の策定（法12条）
- ② いじめ問題対策連絡協議会の設置（法14条第1項）
- ③ 県教育委員会の附属機関の設置（法14条第3項）
- ④ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（法22条）

（2）重大事態への対処

- ① 学校等の調査を行うための組織の設置（法28条第1項）

- ② 知事による再調査を行うための組織の設置

（法30条第2項、法31条第2項）

問い合わせ先

健康福祉部子ども家庭福祉課
課長 藤本（内線7120）
班長 増田（内線7121）